

戦中期の日本におけるテニスボールの配給に関する研究

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学教養論集刊行会 公開日: 2014-03-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 後藤, 光将 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/16493

戦中期の日本における テニスボールの配給に関する研究

後 藤 光 将

目 次

1. はじめに
2. 全日本学生庭球連盟のボール使用数調査（昭和13年度末）
3. 昭和15年度
 - 3-1. 昭和15年度第1回配給（昭和15年7月）
 - 3-2. 昭和15年度第2回配給（昭和15年8月）
 - 3-3. 昭和15年度第3回配給（昭和15年11月）
 - 3-4. 昭和15年度第4, 5回配給（昭和16年2月）
 - 3-5. 昭和15年度第6回配給（昭和16年5月）
4. 昭和16年度
 - 4-1. 昭和16年度第1回配給（昭和16年 月不明）
 - 4-2. 昭和16年度第2回配給（昭和16年10-11月）
 - 4-3. 昭和16年度第3回配給（昭和16年12月）
5. 昭和17年度
 - 5-1. 昭和17年度第1回配給（昭和17年3月）
 - 5-2. ボール配給陳情書1（昭和17年12月22日, 三菱養和会戸外運動部）
 - 5-3. 昭和17年度第4回配給（昭和18年1月下旬～2月上旬）
6. 昭和18年度
 - 6-1. ボール配給陳情書2（昭和18年5月13日, 田園倶楽部）
 - 6-2. 昭和18年度第1回配給（昭和18年7月）
 - 6-3. 海軍, 外国要人への特別配給・調達措置
 - 6-4. 昭和18年度第2回配給（昭和18年11月）
 - 6-5. 昭和18年度第3回配給（昭和19年2月）
7. おわりに

1. はじめに

戦中期のテニスボール配給に関する記述は、日本庭球協会・全日本学生庭球聯盟編 (1942)『日本庭球年鑑 昭和拾五一昭和拾七年』, 日本庭球協会(舊)編 (1944)『日本庭球協會史』, 財団法人日本テニス協会編 (1982)『日本テニス協会六十年史』の3つの文献にみられる。その概要は以下の通りである。

昭和13年度¹⁾ — 昭和13年7月9日にゴム配給統制規則(商工省令第55号)が公布されて以後、テニスボールの新規製造ができない状況となった。そこで、日本庭球協会の岡田正一理事が主任となり、商工、厚生両省に陳情、折衝を続けた結果、同年9月上旬には0.75トンの硬式テニスボール製造用生ゴムの使用許可を得た。協会は、この生ゴムをセントジェームス(大沢商会)、丸菱(桑沢ゴム株式会社)、三田土(三田土ゴム製造株式会社)、富士(富士ボール製作所)の4つの製造会社に前年の製造高に比例して分配して、計2050ダースのボールを製造させた。協会は、この数量分の購買券を発行し、倶楽部、会社、学校等に配布した。購買券に1ダース7円の割の現金でボール会社から購買するという方法であった。

昭和14年度²⁾ — 昭和14年度は、他のスポーツ団体と共に厚生省の運動用具材料として生ゴム使用が許可され、硬式ボールとしては年5トンの生ゴムが分配されることとなった。協会は、これを年5回に分割して、第1回目0.7トン、第2回目から第4回目は1.2トン、第5回目は0.7トンの生ゴムを配分して、第1回目1556ダース、第2回目4017ダース、第3回目4132ダース、第4回目4131ダース、第5回目2178ダースのボールを前年同様4つの製造会社に製造を依頼した。協会は厚生省よりボール配給についての一切を委任されたので、前年と同様に協会加盟倶楽部、会社、学校に購買券を交付した。昭和14年度は、1ダース7円70銭という価格であった。

昭和15年度³⁾ — 昭和14年度第5回目の配給が15年2月にあってから、

しばらく生ゴムが入荷しなかったことから、15年度の第1回目のボール配給は、7月（1823 ダース）に行われた。第2回は8～9月（2454 ダース）、第3回は10～11月（2454 ダース）に配給された。昭和15年度は、1ダース9円90銭という価格であった。

昭和16年度⁴⁾ — 昭和16年度は、第1回目3月（2300 ダース）、第2回目5～6月（2000 ダース）、第3回目8～9月（3000 ダース）、第4回目10～11月（2800 ダース）、第5回目12～1月（800 ダース）にそれぞれ配給した。昭和16年度は、1ダース10円80銭という価格であった。

また、繊維製品配給消費統制規則が制定され、昭和17年2月1日より「衣料切符制」が導入されることになった。スポーツを行う者にとって、定められた点数（100点）の範囲内で普段着と運動着を購入しなくてはならなくなり、ボール配給制度と同様にスポーツ家たちを苦しめることになった。

昭和17年度⁵⁾ — 昭和17年度は、第1回目3～4月（2700 ダース）、第2回目6～7月（2800 ダース）、第3回目10～11月（2508 ダース）にそれぞれ配給した。会員の一般倶楽部はコート1面につき1ダース、2面以上1面を増すごとに半ダース増、学校および特殊倶楽部にはそれ以上の配給があった。

昭和17年4月8日に大日本体育会が設立されたことにより、国内競技団体は漸次解散して、大日本体育会の一部会として再スタートすることとなった。日本庭球協会の場合は、昭和17年11月29日の解散記念会を以て解散して、全ての業務および財産は大日本体育会庭球部に引き継がれることとなった⁶⁾。そのため、ボール配給についても庭球部会が引き継ぐこととなった。庭球部会になって初のボール配給は、昭和18年1～2月（1170 ダース）に行われた。但し、この時のボールは「代用ボール」であった。

昭和18年度⁷⁾ — 昭和18年度は、第1回目6～8月（1059 ダース）、第2回目10～11月（916.5 ダース）、第3回目翌年3月（473.5 ダース）にそれぞれ配給した。

これらの文献の記述内容を総合すると、昭和13年9月から昭和19年3月

まで計 21 回の配給がなされており、その時期と配給数の総量が示されている (表 1)。

表 1 先行研究にみるテニスボールの配給

No.	年度回数	(年 月)	配給数 (dz)
1	S13 年度第 1 回	(S13 年 9 月)	2050
2	S14 年度第 1 回	(不 明)	1556
3	S14 年度第 2 回	(不 明)	4017
4	S14 年度第 3 回	(不 明)	4132
5	S14 年度第 4 回	(不 明)	4131
6	S14 年度第 5 回	(S14 年 2 月)	2178
7	S15 年度第 1 回	(S15 年 7 月)	1823
8	S15 年度第 2 回	(S15 年 8-9 月)	2454
9	S15 年度第 3 回	(S15 年 10-11 月)	2454
10	S16 年度第 1 回	(S16 年 3 月)	2300
11	S16 年度第 2 回	(S16 年 5-6 月)	2000
12	S16 年度第 3 回	(S16 年 8-9 月)	3000
13	S16 年度第 4 回	(S16 年 10-11 月)	2800
14	S16 年度第 5 回	(S16 年 12-1 月)	800
15	S17 年度第 1 回	(S17 年 3-4 月)	2700
16	S17 年度第 2 回	(S17 年 6-7 月)	2800
17	S17 年度第 3 回	(S17 年 10-11 月)	2508
18	S17 年度第 4 回	(S18 年 1-2 月)	1170
19	S18 年度第 1 回	(S18 年 6-8 月)	1059
20	S18 年度第 2 回	(S18 年 10-11 月)	916.5
21	S18 年度第 3 回	(S19 年 3 月)	473.5

公益財団法人日本テニス協会所蔵資料のうち、戦中期におけるボール配給に関するものは、主に 2 つある。1 つ目は、昭和 14 年度から 17 年度までのボール配給に関する約 200 枚程度の資料をファイルした「用具関係」という

タイトルのファイルである（図1, 以下「用具関係」史料）。2つ目は、昭和17年度から昭和18年度までの大日本体育会庭球部会時代の事務資料約400枚程度をファイルした「昭和十八年度庭球部会」というタイトルのファイルである（図2, 以下「庭球部会」史料）。

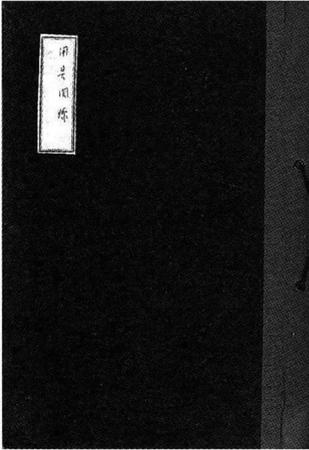


図1 「用具関係」史料

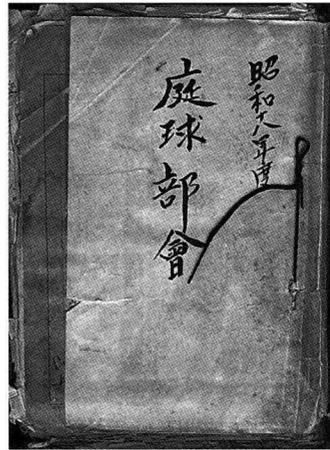


図2 「庭球部会」史料

本研究は、当時のテニスボール配給関係の一次的史料をもとに、3つの文献に記述されている先行研究の整合性を検証、補強することを目的として、戦中期におけるテニスボールの配給の実態を明らかにした。

2. 全日本学生庭球連盟のボール使用数調査（昭和13年度末）

「用具関係」史料には、「全日本学生庭球聯盟ボール使用高調査」（図3）という調査記録が残っている。その中の「昭和十四年度各支部別最少限度ボール使用予定額調」という項目では、昭和14年度の全日本学生庭球連盟（以下、学連）の関東支部、関西支部、東海支部、九州支部の4支部の使用ボール予定数が各月毎に表に記録されている（表2）。

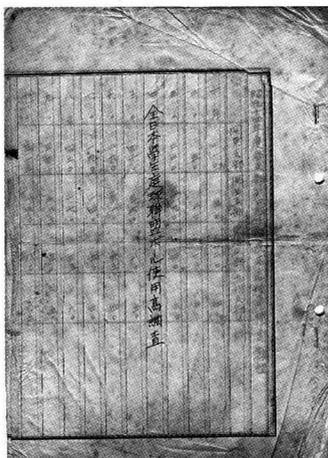


図3 全日本学生庭球聯盟ボール
使用高調査 (表紙)

表2 昭和十四年度各支部別^マ最少限度ボール使用豫定額調

(単位：dz.)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
関東支部	110	30	220	620	410	260	190	420	330	315	220	150	3275
関西支部	30	20	190	380	370	310	140	170	225	190	120	150	2295
東海支部	20	15	40	60	80	65	40	35	90	80	50	25	600
九州支部	40	25	30	30	50	40	30	60	50	35	25	35	450

また、各学校毎のボール使用数の調査、および、トーナメントで使用するボール数調査を各支部別に集計した記録が記されている。各学校、トーナメントの使用数記録は、関東支部は昭和12, 13, 14年度分、関西支部は昭和14年度分、東海支部および九州支部は昭和13, 14年度分が記録されている(図4)。

これらの綿密な調査紙の末尾に、「昭和十四年度^マ最少限度使用希望数合計」とあることから、本調査は、昭和13年度末に調査した記録であると推測される。つまり、昭和14年度のテニスボール配給数算定のために行った調査

図4 全日本学生庭球聯盟関東支部ボール使用高調

と思われる。

昭和14年度に学連各支部が最低限必要としたボール数は、関東支部3275ダース、関西支部2295ダース、東海支部600ダース、九州支部450ダース、その他30ダース（東西学生対抗戦使用球）の計6650ダースであった。

3. 昭和15年度

3-1. 昭和15年度第1回配給（昭和15年7月）

「用具関係」史料において、ボール配給に関する最も古い記録は、昭和15年度第1回目のものである。昭和15年度第1回目の配給は、昭和15年7月に行われ、総計1823ダース配給された。民間クラブへは、原則として、コート面数に比例して配給された。2面まで1ダース、1面増える毎に0.5ダース加算という基準であった（図5）。但し、特殊扱いのクラブは、面数に関係なく比較的優遇された（図6）。

学連加盟学校（高等学校以上）の場合、大学は、ABCDの4ランク、高等学校はabの2ランクに格付けされ配給された。大学のAランクとDラ

学連加盟校配給内訳 (S15.7)

地区	学校名	丸菱	セント	三田土	富士	合計
A	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
B	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
C	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
D	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40
	東京文部	10	10	10	10	40

図7 学連加盟校配給内訳 (S15.7)

土ゴム製造株式会社), 富士(富士ボール製作所)の4つの会社が配給用ボールを製造した。各支部の配給数に、これらボールの種類(丸菱, セント, 三田土, 富士)毎の内訳も記録されている(図8)。

昭和十五年度第一回第一配給内訳

支部	丸菱	セント	三田土	富士	合計
水戸	75	110	10	10	185
関東支隊	200	90	50	20	360
甲府支隊	140	200	50	20	410
東海支隊	5			30	35
北陸支隊		20	22		42
中国支隊	10		10	3	23
東北支隊	10				10
北支隊	10		19		29
計	200	230	199	100	729
合計	650	650	350	173	1623

図8 ボール種別各支部配給内訳

表3 昭和15年度第1回(昭和15年7月)

(単位: dz.)

配給先	丸 菱	セント	三田土	富 士	合 計
関 東 支 部	200	90	50	20	360
関 西 支 部	140	200	50	20	410
東 海 支 部	5	0	0	30	35
九 州 支 部	0	20	22	0	42
中 国 支 部	10	0	10	3	23
東 北 支 部	10	0	0	0	10
北海道支部	10	0	19	0	29
(支部小計)	375	310	151	73	909
学連関東	34	126	52	0	212
学連関西	36	75	0	42	153
学連東海	13	11	0	24	48
学連東北	12	13	24	0	49
学連九州	15	5	0	34	54
(学連小計)	110	230	76	100	516
中等関東	0	0	14	0	14
中等関西	0	0	85	0	85
中等東海	0	0	10	0	10
中等九州	0	0	14	0	14
高 専 用	90	0	0	0	90
(中等小計)	90	0	123	0	213
本 部	75	110	0	0	185
合 計	650	650	350	173	1823

3-2. 昭和15年度第2回配給(昭和15年8月)

昭和15年度第2回目の配給は、昭和15年8月に行われ、総計2454ダース配給された。前回の配給関連の資料と同じ様式のものに記録されている。

ボール総数が、前回より約35%増加したこともあり、民間クラブへは、コート面数に比例して1面1ダース、1面増える毎に0.5ダース加算という基準であった。特殊扱いのクラブは前回同様優遇され、ほとんどのクラブは前回よりも配給数量が増加した。学連加盟校も民間クラブと同様に、配給数量が増加した。

表4 昭和15年度第2回(昭和15年8月)

(単位: dz.)

配給先	丸 菱	セント	三田土	富 士	合 計
関東支部	150	110	100	50	410
関西支部	100	240	120	69	529
東海支部	0	0	0	55	55
九州支部	0	0	51	0	51
中国支部	0	0	26	0	26
東北支部	0	0	10	0	10
北海道支部	0	0	33	0	33
(支部小計)	250	350	340	174	1114
学連関東	172	122	0	0	294
学連関西	7	213	0	0	220
学連東海	17	0	0	60	77
学連東北	0	0	72	0	72
学連九州	28	0	53	0	81
(学連小計)	224	335	125	60	744
中等関東	28	0	0	0	28
中等関西	170	0	0	0	170
中等東海	20	0	0	0	20
中等九州	28	0	0	0	28
(中等小計)	246	0	0	0	246
本 部	120	155	45	30	350
合 計	840	840	510	264	2454

3-3. 昭和 15 年度第 3 回配給 (昭和 15 年 11 月)

昭和 15 年度第 3 回目の配給は、昭和 15 年 11 月に行われ、前回と同数の総計 2454 ダース配給された。前回の配給関連の資料と同じ様式のものに記録されている。基本的に前回と同じ基準で配給されたが、各支部毎にみると、関東支部、関西支部分の配給数量が比較的増加した。

表 5 昭和 15 年度第 3 回 (昭和 15 年 11 月)

(単位: dz.)

配給先	丸 菱	セント	三田土	富 士	合 計
関 東 支 部	300	27	67	46	440
関 西 支 部	97	280	133	82	592
東 海 支 部	0	0	60	0	60
九 州 支 部	0	0	0	51	51
中 国 支 部	0	0	0	26	26
東 北 支 部	0	0	0	10	10
北 海 道 支 部	0	0	0	3	3
(支部小計)	397	307	260	218	1182
学 連 関 東	266	4	72	24	366
学 連 関 西	4	196	0	20	220
学 連 東 海	30	0	47	0	77
学 連 東 北	0	0	0	0	0
学 連 九 州	0	0	81	0	81
(学連小計)	300	200	200	44	744
中 等 関 東	0	28	0	0	28
中 等 関 西	0	170	0	0	170
中 等 東 海	0	20	0	0	20
中 等 九 州	0	28	0	0	28
(中等小計)	0	246	0	0	246
本 部	143	87	50	2	282
合 計	840	840	510	264	2454

3-4. 昭和15年度第4, 5回配給(昭和16年2月)

昭和16年2月に行われた配給は、「昭和15年度第4, 5回目」とされた。前回より若干減の総計2300ダース配給された。前回の配給関連の資料と同じ様式のものに記録されている。今回も、基本的に前回と同じ基準で各クラブ、学校に配給された。

表6 昭和15年度第4, 5回(昭和16年2月)

(単位: dz.)

配給先	丸 菱	セント	三田土	富 士	合 計
関東支部	178	30	180	0	388
関西支部	195	40	270	0	505
東海支部	53	0	0	0	53
九州支部	46	0	0	0	46
中国支部	24	0	0	0	24
東北支部	11	0	0	0	11
北海道支部	25	0	0	0	25
(支部小計)	532	70	450	0	1052
学連関東	47	224	0	0	271
学連関西	0	162	0	0	162
学連東海	0	54	0	0	54
学連東北	0	0	0	0	0
学連九州	0	56	0	0	56
(学連小計)	47	496	0	0	543
中等関東	0	0	0	20	20
中等関西	0	0	0	107	107
中等東海	0	0	0	11	11
中等九州	0	0	0	15	15
(中等小計)	0	0	0	153	153
本 部	201	214	30	107	552
合 計	780	780	480	260	2300

3-5. 昭和15年度第6回配給(昭和16年5月)

昭和15年度第6回目の配給は、昭和16年5月に行われた。配給された時期は、すでに昭和16年度であるが、「昭和15年度第6回目」とされた理由としては、商工省よりテニスボール用に生ゴムが配給された時期が昭和15年度であったためと考えられる。配給されたボール数は、前回とほぼ同数の

表7 昭和15年度第6回(昭和16年5月)

(単位: dz.)

配給先	丸 菱	セント	三田土	富 士	合 計
関 東 支 部	367	10	90	0	467
関 西 支 部	413	17	120	0	550
東 海 支 部	0	0	59	0	59
九 州 支 部	0	0	63	0	63
中 国 支 部	0	0	27	0	27
東 北 支 部	0	0	12	0	12
北 海 道 支 部	0	0	26	0	26
(支部小計)	780	27	397	0	1204
学 連 関 東	0	221	0	0	221
学 連 関 西	0	162	0	0	162
学 連 東 海	0	51	0	0	51
学 連 東 北	0	46	0	0	46
学 連 九 州	0	46	0	0	46
(学連小計)	0	526	0	0	526
中 等 関 東	0	0	0	26	26
中 等 関 西	0	0	0	131	131
中 等 東 海	0	0	0	14	14
中 等 九 州	0	0	0	12	12
(中等小計)	0	0	0	183	183
本 部	51	264	23	66	404
合 計	831	817	420	249	2317

総計 2317 ダース配給された。前回の配給関連の資料と同じ様式のものに記録されている。今回も、基本的に前回と同じ基準で各クラブ、学校に配給された。

4. 昭和 16 年度

4-1. 昭和 16 年度第 1 回配給（昭和 16 年 月不明）

昭和 16 年度第 1 回目の配給は、前後の配給時期から察すると昭和 16 年 6～9 月のあいだに行われたことは確かと思われるが、明確な時期は確認できなかった。配給されたボール数は、前回より若干減り、総計 2072 ダース配給された。今回も、基本的に前回と同じ基準で各クラブ、学校に配給された。今回の配給に関しては、ボール種別の配給内訳の資料が脱落していた。

表 8 昭和 16 年度第 1 回（昭和 16 年 月不明）

（単位：dz.）

配給先	一般	特別	合計
関東支部	493	355	355
関西支部	595	410	410
東海支部	68	35	35
九州支部	100	18	18
中国支部	42	20	20
東北支部	0	35	35
北海道支部	34	16	16
学連関東	463	0	463
学連関西	366	0	366
学連東海	130	0	130
学連東北	116	0	116
学連九州	108	0	108
合計	2515	889	2072

4-2. 昭和 16 年度第 2 回配給 (昭和 16 年 10-11 月)

昭和 16 年度第 2 回目の配給は、昭和 16 年 10 月から 11 月にかけて行われた。配給されたボール数は、前回よりも増え、総計 2790 ダース配給された。今回も、基本的に前回と同じ基準で各クラブ、学校に配給された。各クラブ、学校毎の配給数を記したリストに加え、4 つの製造会社 (日本テニスボール工業会) に送付した発注書の写しが残されていた (図 9)。

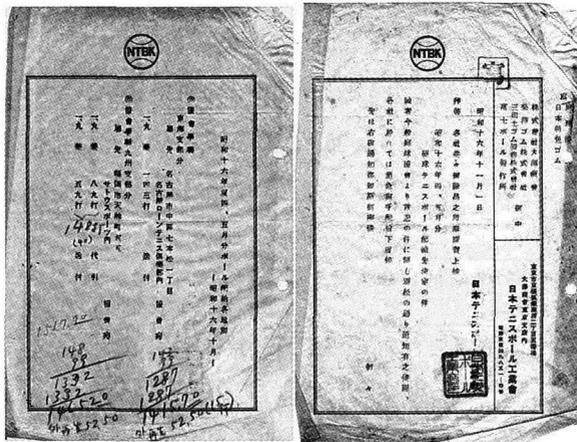


図 9 製造会社宛の発注書

表 9 昭和 16 年度第 2 回 (昭和 16 年 10-11 月)

(単位: dz.)

配給先	丸 菱	セント	三田土	富 士	合 計
関東支部	543	430	0	0	973
関西支部	937	500	0	0	1437
東海支部	151	0	0	0	151
九州支部	148	0	0	0	148
中国支部	32	0	0	0	32
東北支部	24	0	0	0	24
北海道支部	25	0	0	0	25
合 計	1860	930	0	0	2790

4-3. 昭和16年度第3回配給（昭和16年12月）

昭和16年度第3回目の配給は、昭和16年12月に行われた。配給されたボール数は、前回よりも減り、総計2110ダース配給された。今回も、基本的に前回と同じ基準で各クラブ、学校に配給された。各クラブ、学校毎の配給数を記したリストに加え、前回同様に製造会社に送付した発注書の写しの一部が残されていた。各支部毎のボール種の内訳を示す記録は残されていなかった。今回の配給から、丸菱（桑沢ゴム株式会社）、セントジェームス（大沢商会）の2種類となった。

表10 昭和16年度第3回（昭和16年12月）

配給先	配給量 (dz)
関東支部	486
関西支部	670
東海支部	91
九州支部	84
中国支部	35
東北支部	14
北海道支部	0
支部小計	1380
学連関東	221
学連関西	165
学連東海	50
学連東北	35
学連九州	49
学連小計	520
中等関東	25
中等関西	131
中等東海	14
中等九州	10
中等小計	180
本部	30
合計	2110

5. 昭和 17 年度

5-1. 昭和 17 年度第 1 回配給 (昭和 17 年 3 月)

昭和 17 年度第 1 回目の配給は、昭和 17 年 3 月に行われた。配給されたボール数は、前回よりも増え、総計 2700 ダース配給された。今回も、基本的に前回と同じ基準で各クラブ、学校に配給された。

真珠湾攻撃後、はじめてのボール配給であった。しかし、特殊扱いで優遇されてきた横浜や神戸の外人クラブの配給数は、相対的にみても減少されて

表 11 昭和 17 年度第 1 回 (昭和 17 年 3 月)

配給先	配給量 (dz)
関東支部	670
関西支部	826
東海支部	113
九州支部	104
中国支部	52
東北支部	17
北海道支部	38
支部小計	1820
学連関東	221
学連関西	136
学連東海	50
学連東北	46 (北海道 11 含む)
学連九州	78 (中国 29 含む)
学連小計	531
中等関東	13
中等関西	64
中等東海	7
中等九州	10 (中国 4 含む)
中等小計	94
本部	255
合計	2700

いなかった。

5-2. ボール配給陳情書1（昭和17年12月22日、三菱養和会戸外運動部）

三菱養和会戸外運動部から庭球部会宛へ昭和17年12月22日付けで陳情書が送付された。

「……從而使用球モ配給ノモノノミヲ以テシテハ到底部員全部ノ需要ニ應スル能ハス殊ニ本年ノ如ク各種ノ對抗戦並ニ三菱關係全國大會等ヲ開催セル結果ボールノ供興ニハ特ニ窮屈ヲ感ジ居次第右事情御賢察ノ上何卒多少特別配給ノ恩恵ニ浴シ度……」⁹⁾

5-3. 昭和17年度第4回配給（昭和18年1月下旬～2月上旬）

庭球部会より、昭和18年1月19日付けで全国の各支部へ送付された連絡事項には、以下のような記述がみられる。

一、ボール配給の件

昭和十七年度第四回ボール配給を一月下旬より二月上旬に行ふ筈、今回は代用フェルト使用に付一打、税共九圓六拾錢賣とする。数量は僅少に付全會員共尤の如く半減以下とす。次回は四月頃の見込。

昭和18年1月22日正午より岸記念体育会館にて開催された第三回庭球部会理事会の議事録には、以下のような記述がみられる。

伊藤主事より次回ボール配給に関する発表あり（二月上旬頃ノ豫定）

これら連絡事項や議事録から、昭和18年2月上旬に昭和17年度第4回目の配給が行われたと思われる。具体的な配給先や数量を示した記録は残って

いなかった。

前述の通り、昭和17年度第1回配給は昭和17年3月に行われたことから、昭和17年度第2回および第3回配給は、昭和17年4月から12月のあいだに行われたと思われる。

6. 昭和18年度

6-1. ボール配給陳情書2 (昭和18年5月13日、田園倶楽部)

ボール配給に関しても特殊扱いとして優遇されている田園倶楽部から庭球部会へ昭和18年5月13日付けで陳情書が送付された。

「……當倶楽部ハ會員六百余名ヲ擁シ十七年度ハ四〇八打ノ配給割當有之一人當リ一ヶ年八個一ヶ月半個強ノ割當ニ御座候。右ノ如キ一人當リノボール配給量ヨリ更ニ減配サルルニ於テハ會員數ヲ減少スル以外手段ナク又會員數ヲ減少セバ倶楽部ノ経営維持不可能トナリ遂ニハ庭球場廢止ノ止ムナキニ至ルモノト考ヘラレ候。尚當倶楽部ハ冬季ト雖モ十面以上中絶スルコトナク使用シコートノ使用延日數及ビ練習者ノ延人員數ハ豫想外ニ多數ニ達シ居候。

カ、ル事象未ダ曾テナク古ボールハ社會人カラ學生ヘ女子ヘト間斷ナク流用サレ居ル實状ニ有之候。

右事情御賢察ノ上一人當リ一ヶ月半個一ヶ年六個総量三百打以下ニ減配サル、事ナキ様御取計ヒ被度右及陳情候也」¹⁰⁾

6-2. 昭和18年度第1回配給 (昭和18年7月)

庭球部会より、昭和18年3月18日付けで全国の各支部へ送付された連絡事項には、以下のような記述がみられる。

一、ボール代金の件

先日配給致しましたボール 打分（一打九圓六拾錢）代金
圓 錢也，出来れば今月中に御送金下さい。御願致します。
次回は資材の関係にて五月頃の見込。

この連絡内容から昭和18年2月（昭和17年度第4回）に配給が行われたことと、今回の配給は5月に行われる予定であることが理解できる。

しかし実際のところ、昭和18年度第1回配給は昭和18年7月に行われた。昭和18年7月9日付けで各支部に送付された文書には以下のように記述されている。

昭和十八年七月九日

大日本體育會庭球部會 部會長 勝田永吉 殿

第一回ボール配給ノ件

永ラク材料不足ニテ中止ナリシ硬式庭球ボールノ今年度第一回配給トシテ左記數量貴部御送付申上候間管下団体ニ適當ニ配給相成度此段及通知候

追而今回分ハ材料未ダ充分ナラズ數量モ満足スベキモノニ非ザルニ付本部ノ意向トシテハ大体別紙配給表ニヨリ、中等学校ニハ新球ヲ配給セズ本部ヨリ別ニ古球ヲ支給致度候

新球（ ） 打 一打（税三割共）

圓 錢也

古球 打 無料

尚今後ノボール配給見通シハ昨年同様数千打（純毛品）確保ノ見込ニ御座候

次回ハ九月頃ノ予定ニ御座候

原料の生ゴム不足のため当初の予定よりも随分遅れたことや、中等学校には「古球」を無料で配布するなど、テニスボールの製造・確保に相当苦慮していたことが窺える。

その他、「庭球部会」史料には、各支部への配給数の内訳（本部と関東支部を除く）をメモした用紙が残されていた。本部と関東支部を除いた配給数は、664 ダースであった。本部および関東支部の分を差し引いても、この数はこれまでの配給数に比べ半数以下の分量であった。

戦局悪化に伴い、昭和18年3月、「戦時学徒体育訓練実施要綱」が文部省により制定され、中等学校スポーツの全国大会と大学スポーツのリーグ戦が禁止された。さらに、全国高等学校長の決議により高等学校の全国大会も中止されることとなった¹¹⁾。そのため、昭和18年度に予定していた学生テニス界のトーナメントやリーグ戦はほとんど開催されなかった。また、大日本学徒振興会は体力錬成11種目を指定したが、テニスはそこから除外された¹²⁾。このことも影響して、大学・高等学校に対する配分量は激減され、中等学校に至っては中古ボールが配給されることとなった。

6-3. 海軍、外国要人への特別配給・調達措置

しかしながら、このような時期にも拘わらず、庭球部会は、軍部や外国要人に対して特別にボールを配給したり、調達する措置を行っていた。

茨城県土浦の海軍（航空隊）からの要求に応え、昭和18年7月23日付けで特別にボールの配給を行っていた。その配給先は、「第一海軍航空廠」（1ダース）、「土浦航空隊」（2ダース）であった。

昭和18年11月に東京で開催された大東亜会議にタイ王国の首相代理として出席したワンワイタヤコン殿下に対して、ボールを3ダース調達した（図10）。

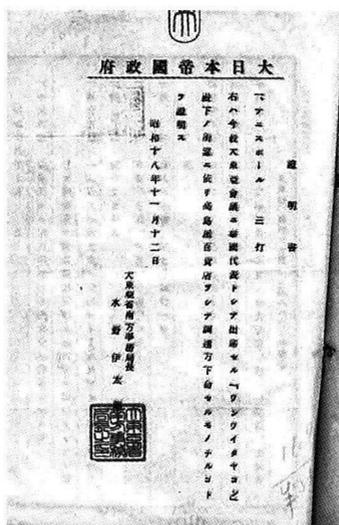


図 10 タイ国ワンワイタヤコン殿下
に対するボール調達証明書

6-4. 昭和 18 年度第 2 回配給（昭和 18 年 11 月）

庭球部会主事の伊藤滋郎より関西支部の大川仙松に昭和 18 年 9 月 14 日付
 けて送付された手紙の下書きには、次のような記述がみられる。

……ボールは十月中旬、次の配給があるのですが、製造工場の能率が悪
 く遅れるかも知れません。関西大會，原案で結構ですが，新ボールは三
 十打以内で喰い止めたく，予算左記の如く……

この手紙の内容から，昭和 18 年第 2 回配給は，昭和 18 年 10 月中旬を予
 定しているが，製造工場の能率の関係で遅れる可能性もあるという状況であっ
 た。また，第 1 回関西庭球大会（昭和 18 年 9 月 24～26 日，10 月 2～3 日，
 甲子園庭球錬成場）の当初原案では，使用球数は 45 ダースとされていたが，
 本部の意向で 30 ダースに削減された。これらからも，新ボールの確保に苦

慮している庭球部会の姿が窺える。

昭和18年10月9日付けで各支部へ通達された文書には、次のような記述がみられる。

従来厚生省ヨリ委嘱ヲ受ケ日本庭球協會ガ配給致シ居リ候硬式庭球ボールハ大日本體育會庭球部會ノ成立ニ伴ヒ同會ガ配給事務ヲ致ス事ト相成候。就而正式小賣商取扱制度確定迄貴支部ニ今後ノ左記地方ノ硬式庭球ボール配給ヲ御依頼申上度候間貴支部庭球（硬式）部会（又班）ト御協議ノ上何分ノ御手数相煩度此段御依頼申上候

記

- 一、最近配給スベキボールノ數量
- 一、ボール送付先
- 一、配給スベキ府縣名及團體數
- 一、次回ハ十一月月上旬ノ予定

テニスボール専門の共販会社の設立を見越して、より需要実態に即した配給数算定のための調査を行っている。また、配給時期が10月中旬予定であったのが、11月上旬にずれ込んでいる。配給数は過去最低の総数916.5ダースで

表12 昭和18年度第2回（昭和18年11月）

支 部	丸 菱	中 央	計
関 東	364.5	3	367.5
東北北海道	16	0	16
東 海	60	0	60
関 西	110	280	390
中 国	25	0	25
九 州	58	0	58
計	633.5	283	916.5

あった。来たる 11 月の配給において、平時に比べ極端に少ないボールをいかに効率よく配分するか、そのための再調査であったと思われる。

6-5. 昭和 18 年度第 3 回配給（昭和 19 年 2 月）

昭和 18 年度第 3 回配給は、昭和 19 年 2 月に行われた。前回と同様の調査依頼が昭和 18 年 12 月 2 日付けで、全国の各支部へ送られた。翌年 2 月の昭和 18 年度第 3 回配給の配分数算定、および共販会社設立を見越したものと考えられる。「庭球部会」史料において、昭和 18 年度第 3 回配給についての配給数を具体的に示す資料は存在しなかった。

7. おわりに

今回、協会関係の内部資料を中心にボール配給の足跡を辿ったところ、計 13 回の配給に関する資料が確認でき、その内 10 回についてはより詳細な記録が確認できた。先行研究で示された名称、時期、総量について、幾つか訂正を加えることができた。

本研究により明らかになったことは以下の点である。

1. 計 13 回の配給に関する資料が確認でき、その内 10 回については先行研究より詳細な記録が確認できた。
2. テニスボールの配給は日本庭球協会およびその継承組織である大日本体育会庭球部会が取り仕切っていた。
3. ボール配分量の基準は、活動組織の種類、コート所持数によって決められていた。
4. 協会加盟クラブのみ配給資格が得られるため、配給開始後加盟クラブ数が飛躍的に増加した。
5. 日本テニスボール工業会という組合的な組織は結成されたが、テニス

ボール専門の共販会社による強固な配給体制は確立されなかった。

6. 昭和 17 年度までは比較的安定したボール数を配給できていたが、昭和 18 年に入ると極端に配給量が減り、各支部・クラブの最低限要求数を明らかに下回るようになった。
7. 軍部や外国要人に対して特別に配給することもあった。
8. 配給数が激減したため、庭球部会宛に配給増量を求める陳情書が送られていた。

表 13 テニスボール配給に関する先行研究と本研究の比較

※ 取消線、下線部分は今回の調査により修正が加えられた部分

No.	先行研究		本研究	
	年度回数(年月)	配給数(dz)	年度回数(年月)	配給数(dz)
1	S13 年度第 1 回 (S13 年 9 月)	2050		
2	S14 年度第 1 回 (不 明)	1556		
3	S14 年度第 2 回 (不 明)	4017		
4	S14 年度第 3 回 (不 明)	4132		
5	S14 年度第 4 回 (不 明)	4131		
6	S14 年度第 5 回 (S14 年 2 月)	2178		
*7	S15 年度第 1 回 (S15 年 7 月)	1823	S15 年度第 1 回 (S15 年 7 月)	1823
*8	S15 年度第 2 回 (S15 年 8-9 月)	2454	S15 年度第 2 回 (S15 年 8 月)	2454
*9	S15 年度第 3 回 (S15 年 10-11 月)	2454	S15 年度第 3 回 (S15 年 10-11 月)	2454
*10	S16 年度第 1 回 (S16 年 8 月)	2300	S15 年度第 4, 5 回 (S16 年 2 月)	2300
*11	S16 年度第 2 回 (S16 年 6-6 月)	2000	S15 年度第 6 回 (S16 年 5 月)	<u>2317</u>
*12	S16 年度第 3 回 (S16 年 8-9 月)	2000	S16 年度第 1 回 (不 明)	<u>2072</u>
*13	S16 年度第 4 回 (S16 年 10-11 月)	2800	S16 年度第 2 回 (S16 年 10-11 月)	<u>2790</u>
*14	S16 年度第 5 回 (S16 年 12-1 月)	800	S16 年度第 3 回 (S16 年 12 月)	<u>2110</u>
*15	S17 年度第 1 回 (S17 年 3-4 月)	2700	S17 年度第 1 回 (S17 年 3 月)	2700
16	S17 年度第 2 回 (S17 年 6-7 月)	2800		
17	S17 年度第 3 回 (S17 年 10-11 月)	2508		
*18	S17 年度第 4 回 (S18 年 1-2 月)	1170	S17 年度第 4 回 (S18 年 1-2 月)	不明
*19	S18 年度第 1 回 (S18 年 6-8 月)	1059	S18 年度第 1 回 (S18 年 7 月)	不明
*20	S18 年度第 2 回 (S18 年 10-11 月)	916.5	S18 年度第 2 回 (S18 年 11 月)	916.5
*21	S18 年度第 3 回 (S19 年 8 月)	473.5	S18 年度第 3 回 (S19 年 2 月)	不明

《註》

- 1) 財団法人日本テニス協会編（1982）『日本テニス協会六十年史』財団法人日本テニス協会，29頁。
- 2) 同上書，29-30頁。
- 3) 日本庭球協会・全日本學生庭球聯盟編（1942）『日本庭球年鑑 昭和拾五—昭和拾七年』日本庭球協会・全日本學生庭球聯盟，29頁。
- 4) 同上。
- 5) 日本庭球協会（舊）編（1944）『日本庭球協会史』日本庭球協会（舊），3頁。
- 6) 同上書，16頁。
- 7) 同上書，3頁。
- 8) 例えば A ランクの慶応大学 35 ダースに対し，D ランクの専修大学 3 ダースと
いうように，10 倍以上の格差があった。
- 9) （差出人）三菱養和会戸外運動部田村亮，（宛先）大日本体育会庭球部会，「配
給ボールに係る件」（昭和 17 年 12 月 22 日付），公益財団法人日本テニス協会所
蔵。
- 10) （差出人）田園倶楽部長堀和一，（宛先）大日本体育会庭球部会伊藤滋郎，「陳
情書」（昭和 18 年 5 月 13 日付），公益財団法人日本テニス協会所蔵。
- 11) 井上昶「前進」『日本庭球』第 2 卷第 7 号，昭和 18 年 7 月，2 頁。
- 12) 岡田四郎「必至撃滅の体力」『日本庭球』第 2 卷第 7 号，昭和 18 年 7 月，7 頁。

（ごとう・みつまさ 政治経済学部准教授）